

## 告 示

埼玉県告示第八十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年七月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 意見の概要

#### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ららぽーと富士見

埼玉県富士見市山室一丁目千二百五十九番一号外

#### ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

近隣生活者の健全な生命維持と生活環境保全性に配慮すべきと考えます。  
排気汚染について

一丁目三番七号は、塀から七十センチメートル内側が居間となっている。地盤も低めである為車の通行量が増える事は空気の汚染につながる事は一番の心配であるので、希望者に空気清浄機の配布を希望します。

希望する個人に代替地を提示し、跡地を公園用地とか、通学学童の集合場所や高齢者の集い場に活用、歩行者の安全通行に活用することを提案します。  
車道への配慮（交通規制等）

沿道の家は大型車両の振動に耐えられない家があります。荷さばき施設に出入りする大型車は通さないで欲しいと思います。

安眠妨害を考慮して、夜間二十三時から早朝五時迄の大型車通行禁止にして欲しいと思います。

市道五一三七号線は、全線端から端まで防音性のあるコンクリート舗装にして欲しいです。

車の通行に伴う振動の影響を最小限にする工夫をして欲しいです。（耐震補強をしていない家が多いためです）

車がスピードを出しづらくする斜線を引いてください。（車やバイクの暴走道路にならない工夫をお願いします）

街灯への配慮

現在以上の照明にはしない。とくに夜間は余り明るすぎると集団を作り易いと思われれます。（青少年など）

自家用車の出入口への配慮

道路側が玄関の場合、来客は道路に車を止めます。車寄せがスムーズに出る様カーブ型の空間を工夫できないでしょうか。

終わりに

市道五一三七号線の問題は今後も色々出てくる事と思います。ここで生活していくことを考えると、生きた心地がしません。

側溝はこのままでしょうか。金網は、蓋は、人通りが増えれば、排泄物、たばこの吸い殻、犯罪へと、エスカレーターが心配されます。

今後道路の補修等で嵩上げすると言えば、次は水で苦しむのでしょうか。まだまだ目が離せません。

工事者側にとっては今更ながらですが、関係者ばかりにでなく、早い時機に住人達に地権をお持ちの方々ばかりでなく話に通っていたら良かったのと思っています。

## 二 縦覧期間

平成二十六年七月二十九日から平成二十六年八月二十九日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター